

京都市の保育利用の優先度判定基準

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設・事業所ごとに、合計点数が高い児童から順に、受入れの要請を行います。

例)【父：40時間就労＝40点】 【母：35時間就労＋通勤時間30分＝36点】の場合、児童の点数は36点となる

◆ 基本指数…いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指数
就労 ※1, 2	週40時間以上就労している	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	内職従事者である	20
	就労している(上記以外)	15
介護・看護	要介護3以上又は障害支援区分4以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳3級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している(上記以外)	10
災害	災害復旧に当たっている	40
就学・職業訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	40
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	就学している(上記以外)	15
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか、出産後間がない(概ね2箇月)	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設、障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護3以上又は障害支援区分4以上の判定を受けている	40
	要支援2・要介護1・2又は障害支援区分2・3の判定を受けている	35
	要支援1又は障害支援区分1の判定を受けている	25
	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳3級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳4級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳5・6級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	25
障害又は傷病により、保育が困難な状態である(上記以外)	15	
その他	保護者、世帯又は申込児童の状況から、市長が特に保育が必要であると認めるもの	※3

※1 就労時間には休憩時間を含む。

※2 短時間勤務制度を取得する場合は、短時間勤務制度取得後の就労時間で指数付けを行う。ただし、保育開始希望年度内に短時間勤務制度の取得が終了する場合、取得前の就労時間で指数付けを行う。

※3 市長が定める。

◆ 調整指数…あてはまるものすべてを合計

項番	項目	具体的内容	調整指数	☆	備考
1	保護者の就労状況等	通勤又は通学時間(片道)が30分以上	1	☆	保育要件が「就労」又は「就学・職業訓練」の場合のみ調整、項番2と重複不可 客観的に判断して申告より短い時間での通勤が可能であると市長が判断した場合、加点しない場合がある。項番2も同様
2		通勤又は通学時間(片道)が1時間以上	3	☆	保育要件が「就労」又は「就学・職業訓練」の場合のみ調整、項番1と重複不可
3		就労内定の場合(育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む)	-5	☆	項番4が適用されている場合、対象外とする。
4		保護者のいずれかが、保育士等の資格職として、京都市内の認可保育施設・事業所で勤務中(予定を含む)	10		保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を対象とする。項番3の対象外とする。 ※幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は保育所(園)、認定こども園のみ対象
5		事業専従者の場合(雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ収入実績及び課税状況等から、保護者が扶養控除又は配偶者控除の対象と判断できる場合(見込みを含む))	-5	☆	保育要件が「就労」の場合のみ調整
6	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番7と重複不可
7		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	4		保育要件が「疾病等」の場合を除く、項番6と重複不可
8		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2		保育要件が「疾病等」の場合を除く
9		親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービス又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	-2	
10	世帯の状況	小学生以下の子どもが3人以上いる	1		項番11と重複不可
11		小学校入学前児童が3人以上いる	2		項番10と重複不可
12		保護者のいずれかが就労、介護・看護、就学・職業訓練、災害復旧のために別居している(単身赴任等)	3		
13		月4回以上夜勤がある	2	☆	
14		週30時間以上就労している	2	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番15と重複不可
15		週30時間未満就労している	1	☆	保育要件が「就労」、「就学・職業訓練」の場合を除く、項番14と重複不可
16		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1~3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)	1		保育要件が「介護」の場合を除く、項番17、18と重複不可
17		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる(要介護3~5、障害支援区分4~6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)	2		保育要件が「介護」の場合を除く、項番16、18と重複不可
18		項番16又は17に該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く)が複数名いる	2		保育要件が「介護」の場合を除く、項番16、17と重複不可
19		ひとり親世帯である	5		項番20と重複不可
20	次のいずれかに該当する世帯である(生活保護世帯(就労、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると市長が判断した場合に限る)、生計中心者が失業して求職中の世帯)	4		項番19と重複不可	
21	申込児童の状況	申込児童が多胎児である	3		
22		申込児童が次のいずれかに該当する(身体障害者手帳3級以下、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級)	2		項番23と重複不可
23		申込児童が次のいずれかに該当する(障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)	5		項番22と重複不可
24		保育園(所)、認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5		転居若しくは転勤に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く
25		きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており、申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	5		・同指数に複数名の申込児童がいる場合、更に1点加点することができる ・項番31と重複不可
26		保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	
27	保育可能な65歳未満の祖父母と同居している		-1		項番26と重複不可
28	申込児童を職場で保育している		-2		
29	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度中に育児休業から復帰の必要があり、かつ、延長を行ったとしても当該年度中に復帰しなければならない場合		2		就労証明書に記載されている場合のみ適用 育児休業終了日が保育利用開始希望年度の3月31日の場合、項番30を適用
30	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、項番29以外の場合(職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度の翌年度以降まで育児休業を延長できる場合)	1		就労証明書に記載されている場合のみ適用	
31	小規模保育事業所等からの移行	小規模保育事業所等が3歳児の受入れに係る連携施設(保育所(園)又は認定こども園)を設けており、3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10		第1希望としている施設にのみ10点加点し、第2希望以降は加点しない
32	申込状況	入園可能な最も低い点数で複数の申込者が並んだとき、当該保育施設・事業所を第1希望としている	1		第1希望としている施設にのみ1点加点し、第2希望以降は加点しない
33	市長が特に調整を必要と認める場合				

☆…世帯の基本指数となっている世帯員が該当する場合のみ調整

基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を児童の点数として、保育施設・事業所ごとに、合計点数が高い児童から順に、受入れの要請を行います。